

中核スタッフ育成に 補助金が使える

今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、塾長 伝法院 千里

アルパカの募集をかけたアルパカファーム。応募者に好印象を持った藤田社長は、社員として雇いたい。でも、人件費のことを考えると……。

藤田 千代ちゃん、昨日面接に来た山田くん、どう思った？

千代 彼、すごく熱心に農業の話をしていて、いいなと思いました。これまでにはないタイプでした。

藤田 やっぱり良かったよね。でも、どうしよう。アルパカの募集だったんだけど、彼にはぜひ社員として頑張ってもらいたいな。まだそんなに人件費かけられないんだけど、この機会を逃しちゃいけない気がするんだよ。

千代 そうですね。彼も、できれば社員として雇用してもらいたいと言っていました。アルパイトはどこかに社員として就職してしまうかもしれないですからね。

伝法院 藤田社長、千代さん、こんにちは。新しい人を雇おうかお悩みなんですか？

藤田 そうなんです、昨日面接に来た人が、若くて熱意があって、今までにないタイプだったんですよ。まだ具体的に働いている様子を見た

わけではないので、技術的にはわかりませんが、好印象を受けました。でも、まだ社員としてフルタイムで雇えるほど収益を上げてはいないです。今期から卸先も増えるなど過渡期でもあるので、どうしようか悩んでいます。

伝法院 なるほど。でも、こういう機会を逃してしまうと後悔するかもしれませんよ。今のアルパカファームの課題は、組織としての力。千代ちゃんが右腕として育ってリーダーシップを発揮し、さらに柔軟に動き、外とのつながりをつくれる人がいる。そんな組織をつくるためには、大胆さが必要かもしれないですね。

藤田 以前お話ししてくださった、「イノベーションを起こすためには、組織の基盤を固めないといけない」ですね。まさに、彼にはその可能性を感じました。

伝法院 そこまで強く思うのであれば、「農の雇用事業」を活用すると

いう選択肢もありますね。藤田 農の雇用事業、聞いたことはありませんが、どのような補助金なのでしょう？

□ 農の雇用事業

就農人口の減少と高齢化が止まりません。2017年2月時点の農業就業人口は181万人、1995年には400万人を超えていましたから、半分以下に落ち込みました。農業者の平均年齢は66・7歳。このような状況を将来的に解決するため、補助事業として農業法人などが農業経験の乏しい就農希望者を新たに雇用し、農業生産等を行なう研修を対象に、研修生1人当たり年間最大120万円、最長2年間助成する農林水産省の事業です。

すでに平成29年度分の当事業は締め切られています。平成30年度も支給要件、支給額、期間、提出書類等の変更や追加をし、継続して行なわれる予定です（平成30年3月ごろ募集予定）。

今回の執筆者
あおやぎ ひであき
青柳 英明

あおやぎ労務労務
事務所代表



われらまちの農縁団会員、社会保険労務士。1963年山梨県甲府市生まれ。大学卒業後父親の経営する繊維製品製造会社を引き継いだ。取引先の倒産や受注減により会社を整理。その時の経験から「自分と同じ辛い思いをさせたくない」と2017年開業。労働環境整備や人事労務管理で農業を中心に地元山梨県の中小企業の皆さんを支援している。

▶ 人を雇う機会を逃さない! 「農の雇用事業」活用法 ◀

農の雇用事業は現在「各都道府県農業会議」を申請先として4つのタイプに分かれています。

①**雇用就農者育成タイプ**：農業法人等が研修生を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修や外部専門家による研修等に対して助成を行なう

②**法人独立支援タイプ**：農業法人等が新たな農業法人設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成を行なう

③**農業経営継承タイプ**：後継者のいない農業経営者が農業経営資産を第三者である新規就農希望者等に継承するために実施する研修に対して助成を行なう

④**次世代経営者育成タイプ**：農業法人等の職員等を次世代の経営者として育成するため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に職員等を派遣した場合、現場の代替えの雇用に対して助成を行なう

以上①～③に関しては毎期3回から4回、2カ月ほどの募集期間、④に関しては通年の募集をしています。

以下、全体の申請件数の9割以上を占める「雇用就農者育成タイプ」について説明していきましょう。

雇用就農者育成タイプの要件と流れ

□受け入れ側の主な要件

- ①農業法人、農業者、農業サービス事業者である
- ②農業経験5年以上のある「研修責任者」を置く
- ③研修生との間で正社員契約を締結すること、労働保険、社会保険（法人の場合）に加入させる
- ④1週間の所定労働時間が35時間以上である
- ⑤本事業と重複する他の助成金を受けていない
その他にセミナーの受講義務、過去に本研修生がいる場合の制限等があります。

□研修生側の主な要件

- ①正社員としての採用日時点での年齢が満45歳未満
- ②正社員として研修開始時点で4カ月以上12カ月以内に継続雇用されている
- ③過去の農業経験が5年以内である
- ④雇用される農業法人等の3親等以内の親族ではない
その他、過去に当該事業所で雇用していない、特定の給付金を受けていないこと等があります。ここでポイントとなるのが、応募段階であらかじめ「2年間の研修計画」を提出しておく必要があるという点です。

□応募の流れ

- ①新規就農者を雇用（雇用期間4～12カ月）
- ②各都道府県農業会議へ応募申請
- ③採択審査（過去の研修生の定着状況、離農防止改善策の実施状況などを基に審査）
- ④審査結果通知

□事業（研修）開始後の流れ

- ①研修内容記録、助成金申請書類作成、農業会議の行なう現地確認への協力
- ②締切日までに助成金交付申請書を各都道府県農業会議所へ送付
- ③書類審査
- ④助成金交付（4カ月に1回の申請）

将来を見据えた経営環境整備

以上の流れに沿って本事業を行なった場合、農業法人等が雇用した新規就農者に実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修に必要な経費を助成内容として、新規就農者に対する研修費として1人月額9万7,000円、指導者研修費として年間12万円など「最大1人年間120万、最長2年間」支給されます。

この事業は様々な受給要件、提出書類が求められ、さらに応募は予算の範囲内で審査によって採択者が決定されるため、簡単に受給できるお金ではありません。しかし、自身の考えや目的をしっかりと持って経営環境を整備していこうという経営者の方は、積極的に活用する助成金だと思います。なぜなら実際、次世代の農業経営者の育成を考えている方が多いためか、申請している皆さんが高い確率で採択されているからです。

今回は取り上げていませんが、たとえば正社員化の前の有期雇用契約の締結によって厚生労働省の「トライアル雇用助成金」や「キャリアアップ助成金」等を1人12万円から72万円併給でき、農業適性などを確認できる農業インターンシップにより1週間以上の体験者1人につき最大2万円の助成も併せて利用できます。

さらに、当該事業で研修を行なった新規就農者が農業次世代人材投資資金（経営開始型）を利用して独立することにより最大年間150万円を最長5年間もらえるため、こちらも将来に向かって、ぜひ検討することを勧めます。